

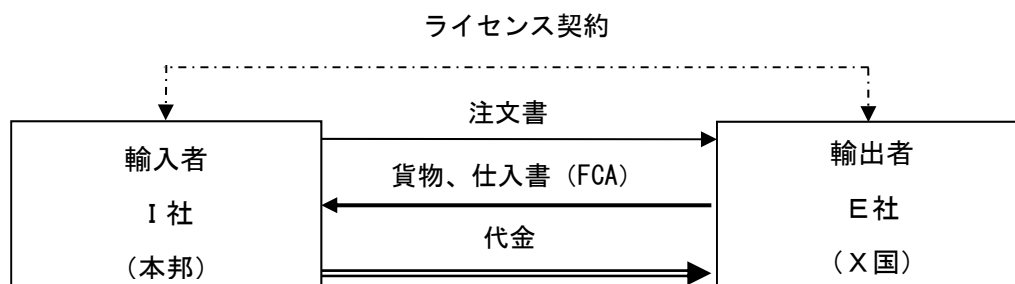
輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

暗号鍵を格納した CD-R を輸入する場合の関税評価上の取扱いについて

照 会		
照 会 内 容 等	① 輸入貨物の品名	CD-R (税表分類：第85類)
	② 照会の趣旨	暗号鍵データを格納（記録）した CD-R の課税価格について照会するものです。
	③ 取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由	別紙 1 のとおり。
④ 関係する法令条項等	関税定率法第 4 条の 4	
⑤ 添付書類	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料	

回 答			
回答年月日	平成 25 年 6 月 28 日	回答者	大阪税関業務部首席関税評価官
回 答 内 容	別紙 2 のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。 (1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2) 回答内容は、税関としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご注意ください。		

1. 取引形態図



2. 取引の概要

- (1) 輸入者である I 社（以下「輸入者」という。）は、X 国所在の輸出者である E 社（以下「輸出者」という。）とライセンス契約を締結し、暗号鍵データを格納した CD-R を輸入しています。
- (2) 輸出者は、自身が管理するデジタル著作権管理技術（以下「本件技術」という。）のライセンス業務及び本件技術を有効化するための暗号鍵データの生成・発行業務を行っています。
- (3) ライセンス対象製品は、光ディスクの関連製品（メディア、機器及びコンテンツ）・部品であり、輸入者が輸出者から許諾されているのは、対象製品を開発、製造、使用、販売するために、本件技術仕様書や暗号鍵を使用する権利です。
- (4) 輸入者は、輸出者に対して所定の注文書を用いて必要数の暗号鍵データの生成を依頼し、輸出者から注文書に対応した請求書が届き次第、請求書に記載された金額の総額を送金します。輸出者は、送金を確認された後、輸出者によって生成された暗号鍵データを CD-R に格納し、輸入者に発送（輸出）します。
- (5) 輸入者が輸出者に支払う代金は、
 - ① 注文手数料：鍵の個数に関わらず注文件数に応じ決定
 - ② 暗号鍵代：鍵の個数に応じ決定
 であり、注文手数料は暗号鍵データ発行作業に関わる費用です。
- (6) 輸入者は、別途輸出者から入手した本件技術仕様書に則って、本件技術を搭載した半導体等を設計、製造し、当該半導体等に輸入された CD-R に格納された暗号鍵データを実装し、本件技術が使用可能なものとした上で機器等に使用します。

3. 関税評価に対する照会者の見解

ライセンス契約及び注文書の内容から、輸入される暗号鍵データ及び当該費用について次のよう

に判断しています。

- (1) 輸入貨物である CD-R に格納された暗号鍵データは、コンテンツ保護・管理の仕組みを有効に機能させるための情報として利用される単なるデータであるため、当該輸入貨物である CD-R は、無体物である暗号鍵データのキャリアメディアとしての伝達手段に過ぎません。
- (2) 輸入者が輸出者に支払った全ての送金は、輸入貨物である CD-R との関連がなく、課税価格に算入する必要はないと考えています。また、輸入貨物である CD-R は、暗号鍵データを格納したキャリアメディアですが、暗号鍵データはソフトウェアではなく、単なるデータであるため、関税定率法基本通達 4-5 の適用を検討する必要はありません。
- (3) したがって、上記 2. (5) ①の注文手数料は、暗号鍵データを生成するためのコスト（役務の対価）であり、輸入貨物との関連はありません。また、上記 2. (5) ②の暗号鍵代は、本件技術のライセンス使用料であり、暗号鍵データの情報の使用料ではありません。
- (4) 輸入貨物である CD-R に格納された暗号鍵データは、本件技術に準拠する装置（再生機等）のための費用であり、暗号鍵データの情報の対価ではありません。

以上のことから、仕入書に記載されているキャリアメディア相当額が輸入貨物の申告価格であると考えます。

【回答内容】

本件輸入貨物である CD-R は、関税定率法第 4 条第 1 項に規定する「輸入取引」によるものでないことから、同項の規定を適用して課税価格を計算することができず、同法第 4 条の 2 以下の規定により課税価格を計算することとなります。

本件の場合、同法第4条の4に基づく同法施行令第1条の12第2号の規定によることとなり、具体的な課税価格の計算方法の一例としては、CD-R自体の価格及び暗号鍵データをCD-Rに記録するために要した費用の総額を確認することが可能であれば、当該費用の総額に輸入者が負担する輸入港までの運賃等の額を加えた額を課税価格とすることが可能です。

【理由】

1. 関税定率法（以下「法」という。）第 4 条第 1 項において、輸入貨物の課税価格は「当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において運賃等の額を加えた価格とする。」と規定されています。

また、法基本通達（以下「通達」という。）4-1 において、「輸入取引」とは、本邦に拠点を有する者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実に当該貨物が本邦に到着することとなったものをいい、通常、現実に貨物を輸入することとなる売買がこれに該当するとされています。

2. 本件輸入貨物は、コンテンツの著作権を保護するためのデジタル著作権管理技術を有効化するために必要な暗号鍵データが記録された CD-R です。

3. 輸入者は、輸出者とライセンス契約を締結し、ライセンス対象製品である本件技術を搭載した半導体及び機器等（以下「機器等」という。）を開発、製造及び販売するために、本件技術仕様書及び暗号鍵の使用を許諾されています。機器等の製造者である輸入者は、輸出者から CD-R により暗号鍵データを入手し、本邦の製造工場において機器等に実装することにより、ライセンス対象製品を製造します。

ライセンス契約において、輸入者は輸出者に対し、暗号鍵生成費用としての鍵代及び注文手数料を支払うことが規定されています。

4. 輸入者は、暗号鍵データの種類ごとに定められた注文書に必要な数量等を記入し、輸出者に送付します。輸出者は、当該注文を受けて輸入者宛に鍵代等の請求書を送付し、輸入者からの鍵代等の支払いを確認後に暗号鍵データを CD-R に記録し、当該 CD-R を本邦に向け輸出します。

5. 輸入者がライセンス契約に基づき輸出者に支払う鍵代は、実質的に本件技術仕様書及び暗号鍵デ

一タを使用するための許諾の対価と認められ、注文手数料は、鍵生成注文に関連する費用を埋め合わせるものと同契約に規定されていることから、役務の対価であると認められます。また、ライセンス契約及び注文書において、輸入貨物である CD-R に関し何ら規定されていません。よって、輸入者と輸出者の間で CD-R を本邦に到着させることを目的として売買が行われているとは認められず、CD-R 自体は単に無体物の暗号鍵データを伝達するための媒体として使用されているものと解されま

す。

以上より、本件輸入貨物は、法第 4 条第 1 項に規定する「輸入取引」によるものではないことから、同項の規定により輸入貨物の課税価格を計算することはできず、法第 4 条の 2 以下の規定により課税価格を計算することとなります。

6. 法第 4 条の 2 において、当該輸入貨物と同種又は類似の貨物に係る取引価格（前条第 1 項の規定により課税価格とされたものに限る。）があるときは、当該輸入貨物の課税価格は、同種又は類似の貨物に係る取引価格とすると規定されています。

本事例において、輸入貨物は、特定の技術を使用した暗号鍵データを記録した CD-R であり、輸入貨物と同種又は類似の貨物に係る取引価格は存在しないことから、法第 4 条の 2 を適用し課税価格を決定することはできません。

7. 法第 4 条の 3 第 1 項において、当該輸入貨物の国内販売価格又は当該輸入貨物と同種若しくは類似の貨物に係る国内販売価格があるときは、当該輸入貨物の課税価格は、当該国内販売価格から国内販売に係る通常の手数料又は利潤及び一般経費、輸入港到着から国内販売までの運送に要する通常の運賃等及び本邦における関税その他の公課を控除して決定する旨規定されています。

本事例において、輸入貨物は本邦において販売されるものではないことから、法第 4 条の 3 第 1 項を適用し課税価格を決定することはできません。

8. 法第 4 条の 3 第 2 項において、当該輸入貨物である CD-R の製造原価を確認することができるときは、当該輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物の製造原価に当該輸入貨物の生産国で生産された当該輸入貨物と同類の貨物の本邦への輸出のための販売に係る通常のプロット及び一般経費並びに当該輸入貨物の輸入港までの運賃等の額を加えた価格とすると規定されています。

本事例において、輸入貨物である CD-R の生産者は輸出者ではなく、その製造原価を確認することはできないことから、法第 4 条の 3 第 2 項を適用し課税価格を決定することはできません。

9. 本件輸入貨物は、法第 4 条から法第 4 条の 3 の規定により課税価格を決定することができないことから、法第 4 条の 4 を受けた法施行令第 1 条の 12 第 1 号又は第 2 号の規定に基づいて課税価格を決定することとなります。

法施行令第 1 条の 12 第 1 号において、法第 4 条から法第 4 条の 3 までに規定する方法による課税

価格の計算の基礎となる事項の一部がこれらの規定による計算を行うために必要とされる要件を満たさないためこれらの規定に規定する方法により課税価格を計算することができない場合において、その必要とされる要件を満たさない事項につき合理的な調整を加えることにより当該事項が当該要件を満たすこととなるときは、当該要件を満たさない事項につき当該調整を加えてこれらの規定に規定する方法により計算される価格とすると規定されています。

10. 本事例において、輸入者がライセンス契約に基づき輸出者に支払う鍵代は、上記5. のとおり、実質的に本件技術仕様書及び暗号鍵データを使用するための許諾の対価と認められ、無体物の暗号鍵データ等に関連して支払われるものです。また、注文手数料は、鍵生成注文に関連する費用を埋め合わせるものと同契約に規定されており、輸入貨物に係る経費を含んだものと考えられますが、注文手数料の額は輸入貨物の発注数量に依存しておらず、その内訳は明らかにされていません。

よって、通達4の4-1の合理的な調整を加えることにより法第4条第1項の規定に基づき課税価格を計算する方法によることはできません。また、上記6. から8. までの記述した理由から、同様に合理的な調整を加えることにより法第4条の2から法第4条の3の規定に基づき課税価格を計算する方法によることもできないことから、法施行令第1条の12第1号を適用し課税価格を決定することはできません。

11. したがって、法施行令第1条の12第2号に規定された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1Aの1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条及び1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定の規定に適合する方法として税関長が定める方法により計算することになります。

本事例における課税価格の計算方法の一例としては、CD-R自体の価格及び暗号鍵データをCD-Rに記録するために要した費用の総額を確認することが可能であれば、当該総額に輸入者が負担する輸入港までの運賃等の額を加えた額を課税価格とすることが可能です。